

配分基準表(成果目標)

(1)経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にとっては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	0.1ha以上	0.2ha以上	0.3ha以上	0.4ha以上	0.5ha以上	0.6ha以上
果樹作	現状以上	0.3ha以上	0.6ha以上	0.9ha以上	1.2ha以上	1.5ha以上	1.8ha以上
上記以外	現状以上	2ha以上	4ha以上	6ha以上	8ha以上	10ha以上	12ha以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 経営面積の拡大率(拡大率=(目標値-現状値)／現状値×100(小数点以下切り捨て))

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

注意点

拡大面積は、事業実施地区内において、導入等をしようとする機械等と関連する作目の経営面積を拡大する場合をいいます。

従来から営農している農地での経営拡大(裏作、田から施設園芸への転換等)や既に所有しているが作付けしていない農地に作付を再開する場合は含みません。

配分基準表(成果目標)

(2)付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にとっては、ア及びイにより加点するものとする。
なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率(拡大率=(目標値-現状値)／現状値×100(小数点以下切り捨て))

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円 以上	100万円 以上	300万円 以上	500万円 以上	750万円 以上	1,000万円 以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

注意点

現状の付加価値額(大幅変動している場合は補正後の額)が0やマイナスである場合は、本成果目標の設定はできません。

配分基準表(成果目標)

(2)労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。
ただし、①及び②の要件をいずれも満たす場合は、アについて20点を適用するものとする。
なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

- ① 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式の革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式事業実施計画をいう。)の認定を受けていること。
- ② 本事業により導入等を予定している全ての機械等が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

ア 労働生産性の向上(労働生産性＝付加価値額÷総労働時間又は労働人数(農業及び農作業受委託に関わるものに限る))

	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	11%以上	13%以上 又は①及び②の要件 をいずれも満たす者
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円 以上	100万円 以上	300万円 以上	500万円 以上	750万円 以上	1,000万円 以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

配分基準表(取組内容ポイント)

項目	配点の基準	点数
①経営管理の高度化	ア GLOBALG.A.P.又はASIAGAP の認証を取得している。	1点
	イ 青色申告を行っている。	1点
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定(農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。)している。	1点
② 環境配慮の取組	環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。	2点
③ 輸出の取組	ア 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。	2点
	イ フラッグシップ輸出産地に参画している。	1点
④ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。) イ 代表者が女性である若しくは役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの	2点
⑤ 労働環境の改善	ア 労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)に加入している。	1点
	イ 社会保険(厚生年金保険・健康保険)に加入している。	1点
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1点